

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の就任の届出.....（農業支援課）	5
○道営土地改良事業変計画の決定.....（農業施設管理課）	5
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	5
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	6
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	6
○平成19年度及び平成20年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正.....（出納局総務課）	6
支庁告示	
○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知.....	6
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	7
道議会告示	
○北海道議会傍聴規則の一部を改正する規則.....	7
道教育庁胆振教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	7
道監査委員公表	
○監査公表第8号.....	8

告 示	
北海道告示第588号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、篠津中央土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。	
平成19年9月7日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
就任年月日	理事・監事の別氏名住所
平成19.8.25	理事 山田富彦 江別市美原223番地の1
北海道告示第589号	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（端野上右岸地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、区画整理、暗きょ、土層改良、農用地造成））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成19年9月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年9月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第590号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年9月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 北見市常呂町字岐阜757の2（次の図に示す部分に限る。）、757の1

(2) 指定の目的 飛砂の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 紋別郡雄武町字南雄武434の1・461の1・787の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、461の2、493の1

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁産業振興部林務課並びに北見市役所及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第591号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年9月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻富士町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第592号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年9月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第593号

平成19年北海道告示第13号（平成19年度及び平成20年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

平成19年9月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

第2の3の事項を次のように改める。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高、実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計額とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第9号

次の貸金業者の営業所の所在地及び所在を確認できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成19年9月7日

住 所	名 称	氏 名	登 録 番 号	主たる営業所の所在地
札幌市中央区北7条西24丁目2-16 メゾンドル チェ円山303号	ロックス	相川 秀樹	北海道知事(2) 石第02545号	札幌市中央区北7条西24丁目2-16 メゾンドル チェ円山303号
札幌市中央区宮ヶ丘3丁目4番12号 ルーブル富 士神宮外苑C-103	近代企画	中山 賢	北海道知事(1) 石第02956号	札幌市中央区南19条西8丁目1番14号 第18ふじ い宅建ビル305号
札幌市白石区菊水1条1丁目2番1-1102号	東日本ファ イナンス	工藤 幹	北海道知事(1) 第02972号	札幌市北区北39条西3丁目1番14号 プチメゾン 麻生106号室

北海道胆振支庁告示第43号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年9月7日

北海道胆振支庁長 大 杉 定 通

- 落札に係る物品等の名称及び数量
大判デジタル複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1カウント当たりの単価
- 落札を決定した日
平成19年8月28日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 サニー事務器株式会社
(2) 住 所 苫小牧市北光町4丁目3番8号
- 落札金額
(1) 基本料金 17,600円
(2) 複写料金 2,500カウントまで 1カウント当たり 7円
2,501カウント以上 1カウント当たり 6円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成19年7月17日付け北海道胆振支庁告示第29号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 室蘭市幸町9番11号

道 議 会 告 示

北海道議会告示第2号

平成元年北海道議会告示第1号（北海道議会傍聴規則）の一部を次のように改正する。

平成19年9月7日

北海道議会議長 釣 部 勲

北海道議会傍聴規則の一部を改正する規則

北海道議会傍聴規則（平成元年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき」の次に「会議の」を加える。

第6条中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道教育庁胆振教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年9月7日

北海道教育庁胆振教育局長 菅 野 滋

- 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
(1) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 84台（職業科1校）
(2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 42台（普通科1校）
- 落札を決定した日
平成19年8月2日
- 落札者の氏名及び住所
(1)ア 氏 名 NECリース株式会社
イ 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号
(2)ア 氏 名 NECリース株式会社
イ 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号
- 落札金額
(1) 557,865円
(2) 219,765円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告
平成19年7月6日付け北海道教育庁胆振教育局告示第17号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
- (2) 所在地 室蘭市幸町9番11号

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第8号

平成19年4月6日公表の監査結果に係る勧告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定により、北海道知事から次のとおり措置の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成19年9月7日

北海道監査委員 段 坂 繁 美
北海道監査委員 工 藤 敏 郎
北海道監査委員 宮 間 利 一
北海道監査委員 見 野 全